

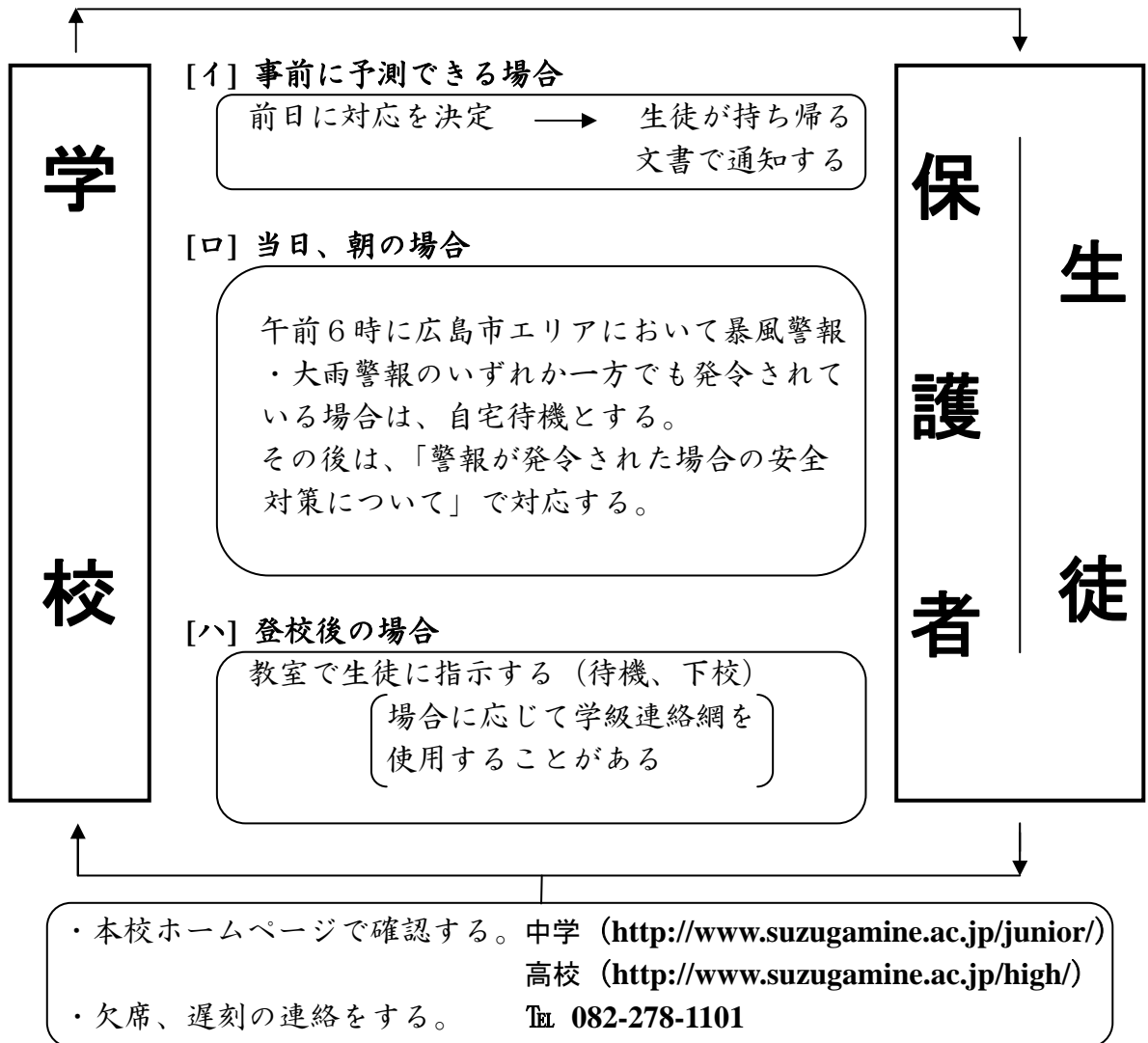
## 緊急、非常時の対応について

### 緊急事態の発生

- ①台風、地震などの天災
- ②交通機関の不通
- ③インフルエンザなどの伝染病の発生
- ④学校施設の損傷
- ⑤その他（生徒の安全にかかわる場合など）

### 対応の種類

臨時休校  
授業打ち切りで下校  
学校での待機



### 留意点

- ・登校の場合、生徒は自らの安全を十分に考慮しながら登校すること。
- ・緊急下校の場合は生徒の安全を図って待機、下校を指示する。
- ・臨時休校の場合は原則として、その代替措置を取る。

# 警報が発令された場合の安全対策について

大雨や台風など、自然災害が予想される場合の対応について、生徒の安全確保の観点から、次のように基準を定めますので、ご理解をよろしくお願い致します。

## 1 警報発令への対応

午前6時に広島市エリアにおいて、暴風警報・大雨警報のいずれか一方でも発令されている場合は、自宅待機とする。

## 2 警報解除への対応

広島市エリアで発令されていた暴風警報・大雨警報の両方が解除された場合は、次のように対応する。

- (1) 午前6時から午前9時までに警報が解除された場合は、安全を確認して登校する。  
授業は、3限目(10:50、土曜日は 10:40)から実施する。
- (2) 午前9時から午前 11 時までに警報が解除された場合は、安全を確認して登校する。  
授業は、5限目(13:25)から実施する。
- (3) 午前 11 時の時点で警報が解除されていない場合は、臨時休業とする。

### \* 定期試験の場合の対応

午前 11 時の時点で警報が解除されていない場合は、臨時休校とする。解除された場合は、土曜日なら臨時休校とし、平日なら定期試験の実施を 13:25 からとする。

## 3 その他の場合

- (1) 午前6時には警報が出ていないが、数時間以内に台風が接近しそうな場合は、自宅待機して様子を見る。
- (2) 広島市エリアには警報が発令されていないが、各自が住んでいるエリアで、暴風警報または大雨警報が発令されている場合、または通常利用する公共交通機関が運行していない場合などには、自宅待機とし登校しない。ただし、学校は開校しているので、警報が解除され、公共交通機関の運行が再開された時点で安全を確認して登校する。
- (3) 1に該当しない場合(注意報やその他の警報)には学校は開校するので、安全を確認し、登校する。ただし、交通機関や道路の状況によって登校が困難であると思われる場合には、保護者の判断で自宅待機とし、その旨を学校に連絡する。